

～ 40歳以上65歳未満の組合員のみなさまへ～

令和2年4月分から介護納付金の掛金率が変わりました

40歳以上65歳未満の組合員のみなさまは、介護保険料として、介護掛金を共済組合に納めています。共済組合は、納めていただいた掛金を、事業主の道府県からの負担金と合わせ、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付しています。この介護納付金は、同基金を通じて、全国の市町村に交付され、介護保険のサービス費用等に充てられています。

令和2年度の介護納付金の見込み額に基づき、令和2年4月以降の掛金率は、下表のとおりとなりました。

令和2年4月以降の介護納付金の掛金率

(単位：‰ (千分率))

区 分		令和元年度	令和2年度	引上げ幅
一般組合員 知事組合員 一般組合員(特別職等) 船員一般組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	7.39	8.26	0.87
任意継続組合員	標準報酬の月額	14.78	16.52	1.74

※ 道府県の負担金率についても引上げ幅は同様となります。

なお、介護保険法等の一部改正法により、平成29年8月から介護納付金の算定方法が変更され、総報酬割が下表のとおり導入されました。

このことに伴い、当共済組合が納める介護納付金は増加し、掛金率も引上がることとなりました。

40歳以上65歳未満の組合員のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

総報酬割導入のスケジュール

		平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		～7月	8月～			
算定方法	加入者割	全面	1/2	1/2	1/4	なし
	総報酬割	なし	1/2	1/2	3/4	全面

■ 今回の引上げによる掛金増加額(例)

標準報酬の月額が50万円、標準期末手当等の額が年額で200万円の組合員の方の場合には、令和元年度と比べ年額6,960円掛金が増加することとなります。